

令和6年能登半島地震への対応



総務省

令和7年11月12日

過去の災害との比較

令和7年10月15日 現在
(出典: 消防庁被害報等)

		H28 熊本地震 <H28.4.16>		H30 西日本豪雨 <H30.6.28～>		H30 胆振東部 地震 <H30.9.6>	R2 7月豪雨 <R2.7.4～>	R5 7月7日 からの大雨 <R5.7.7～>	R6 能登半島地震 <R6.1.1>				
		熊本県	大分県	岡山県	広島県	北海道	熊本県	秋田県	新潟県	富山県	石川県	福井県	
死者・行方不明者		273人	3人	76人	138人	43人	69人	1人	6人	7人	661人	0人	
住家被害	全壊	8,657棟	10棟	4,830棟	1,155棟	469棟	1,493棟	11棟	111棟	258棟	6,167棟	0棟	
	半壊	34,491棟	222棟	3,368棟	3,616棟	1,660棟	3,116棟	2,903棟	4,150棟	808棟	18,723棟	12棟	
	一部 破損	155,095棟	8,110棟	1,108棟	2,152棟	13,849棟	282棟	25棟	21,004棟	21,748棟	91,510棟	830棟	
	床上 浸水	114棟	—	1,540棟	3,164棟	—	421棟	734棟	—	—	6棟	—	
	床下 浸水	156棟	—	5,480棟	5,835棟	—	2,090棟	3,291棟	14棟	—	5棟	—	
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律※	指定		指定		—	—	指定	—	指定				
激甚法の適用状況	本激		本激		本激	本激	本激	本激	本激				
基金設置	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	

※ 「著しく異常かつ激甚な非常災害」(以下の事項等の諸要因を総合的に勘案)が発生した場合に指定。

①死者・行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生、②住宅倒壊等の多数発生、③交通やライフラインの広範囲にわたる途絶、④地域全体の日常業務や業務環境の破壊



能登半島地震・豪雨におけるこれまでの取組と今後の対応方針について

1 生活再建

1-1 住まいの確保

(1) 応急仮設住宅の建設(1ページ)

<能登半島地震>

- 応急仮設住宅については、**必要戸数の全てが完成。(6,882戸)**
- 浸水被害のあった6団地は全て復旧工事が完了。(218戸)

<9月20日からの大雨>

- 応急仮設住宅については、**必要戸数の全てが完成。(286戸)**



応急仮設住宅
珠洲市：旧日置中学校グラウンド

(2) 恒久的住まいの確保 (2ページ、8ページ)

- 地域福祉推進支援臨時特例交付金の創設
- 災害復興住宅融資や「いしかわ型復興住宅」モデルプラン集によって住まいの自力再建を後押し。
- 災害公営住宅整備については、**一部市町で建築工事等に着手し、必要戸数約3,000戸**のうち、**累計2,880戸程度**の事業の具体化が図られる。
→ 引き続き、自力再建や災害公営住宅の早期整備に向けて支援。

1-2 被災者の命・健康を守るための取組

(1) 被災者の命・健康を守るための取組 (2ページ)

- 被災地における心のケア等については、「**石川こころのケアセンター**」を設置。

また、令和7年2月25日に能登半島北部に新たな拠点（石川こころのケアセンター奥能登）を設置。

【活動実績（総数）】

電話相談：**1,096件**

仮設住宅等への訪問支援：**818件**（令和7年9月末時点）

- 保健師等による巡回訪問や、見守り・相談支援を実施。

【被災者見守り・相談支援等事業の実績】

：支援件数（累計）：**279,410件**（令和6年1月～令和7年9月）

- 仮設住宅の高齢者等への相談支援や食事・入浴等を提供するサポート拠点**6箇所**については**令和7年6月までに5箇所**が開業。残りの**1箇所**は**令和7年度中の整備完了**に向けて現在工事中。



こころのケアセンターの活動の様子

(2) 保育所 (3ページ)

- 奥能登2市2町において、地理的に通える範囲内でいずれかの園の利用ができる状況。
- 利用児童数に対応した**保育士数は確保**できている。
- 2次避難している子どもが戻ってきた時に、安心して保育を受けられる体制を整備（災害復旧の完了、保育士の確保等）。

1-3 医療・介護施設の復旧に向けた取組 (2ページ)

(1) 医療施設

- 能登北部・中部の13病院中、**12病院**が既に**診療再開済み**。

(2) 高齢者施設

- 被災前の能登地域6市町の92施設中、**82施設**が運営中（再開した**19施設**含む）。運営中を除く**10施設**中、**1施設**が再開予定、**1施設**が当面休止、**8施設**が廃止（うち**1施設**は他施設と統合）。【10月1日時点】

(3) 障害福祉施設

- 被災した能登地域6市町の46施設中、**39施設**が**復旧済**（9月30日時点）。
残り**7施設**中、**1施設**が**再開の方向**で検討中。
→ 引き続き、施設復旧に向けた支援を推進。



介護施設の復旧の様子

1-4 特別行政相談及び応援職員の派遣の取組 (4ページ)

(1) 特別行政相談

- 生活支援情報の提供や被災者からの相談に対応し、被災者に寄り添う「特別行政相談活動」を展開（石川県内135か所で開設。約5,800件の相談に対応。）
→ 自治体との連携を強化し、更に充実



特別行政相談所

(2) 応援職員の派遣

- 被災自治体において不足する人員について、全国の自治体から職員を派遣し支援

<能登半島地震>

【短期の職員派遣の実績】

最大時：17市町 1,263名（令和6年1月26日時点）

延べ人数：18市町 115,959名（～令和6年8月4日）

【中長期の職員派遣の実績】

319名の派遣を決定し、順次派遣。（令和6年度）

<9月20日からの大雨>

【短期の職員派遣の実績】

最大時：3市町

延べ人数：3市町

94名（令和6年10月14日時点）
3,310名（～令和6年11月30日）

- 応急対策職員派遣制度の円滑な運用を行うため、要綱等を改正し、長期化に対応

令和7年度に被災自治体において不足する人員について、全国の自治体からの職員派遣の調整。
319名の派遣を決定し、本年4月以降順次派遣。



現場での測量業務



能登半島地震・豪雨におけるこれまでの取組と今後の対応方針について

2 なりわい再建

2-1 農林水産業 (5ページ)

(1) 農業

- 奥能登地域では、豪雨により400haの農地に被害。
- 被災した農地のうち今春の作付けを目指していた約170haで復旧が完了。
- また、令和7年は約2,000haの水田で作付け。引き続き、国、県、市町、JAが一体となって一枚でも多くの農地での営農再開を目指す。



山腹崩壊の応急対策完了
(大型土のう設置)

(2) 林業

- 製材工場等50施設で営業再開。
- 再開を望む8施設について、引き続き復旧・整備への支援を継続。
- 特に被害が甚大な山腹崩壊(10箇所)において国直轄による復旧事業を実施し、全箇所で応急対策が完了。被災した林道施設等も含め、順次、本復旧工事に着手。

(3) 水産業

- 石川県の北部6市町については、施設が復旧するとともに、海女漁、刺し網漁、底びき網漁（すわいかに漁を含む）、定置網漁等が再開し、漁獲も順調に回復。また、輪島港の復旧に伴い、舳倉（へぐら）島周辺での海女によるサザエ・アワビ漁が令和7年7月より再開。
- 引き続き漁港や共同利用施設の復旧等を進め、被災地の漁獲の回復に取り組む。



定置網漁の水揚げ

2-2 中小企業向け支援 (6ページ)

- なりわい補助金の申請受付とあわせて、延べ71回の説明会（延べ約6,500人参加）。
- 輪島塗の仮設工房は、希望する全ての職人が入居可能。
- 仮設商店街等も概ね整備を完了。追加要望に対応中。
- 昨年9月の豪雨災害の際には、「能登半島地震と同水準の支援」を直ちに措置。

【支援実績】-なりわい補助金：1,705件交付決定

-小規模事業者持続化補助金：3,305件採択

-仮設工房：85室整備完了、伝産支援補助金：338件採択

-商店街にぎわい創出事業：148件採択、商店街災害復旧事業：17件交付決定

-仮設商店街：20件整備完了



輪島塗の仮設工房

2-3 観光 (8ページ)

- 北陸4県での「北陸応援割」の実施等により、宿泊施設が通常通り営業可能な地域への風評被害を払拭し、旅行需要を下支え。
- 地元の意見を踏まえながら、今後の被災地の復興状況に応じ可能な限り速やかに開始できるよう、能登地域を対象とした補助率7割の手厚い「復興応援割」を検討。
- 和倉温泉における旅館の再開状況は、組合加盟20施設のうち7施設が一般客の受入を再開、5施設が支援者のみ受入。

2-4 雇用・労働に対する対応 (2ページ)

- 雇用調整助成金の特例措置やハローワークによる地域の雇用対策等を実施。
【雇用調整助成金（特例措置）の支給実績】：41.9億円（令和7年9月末時点、石川県）
- 在籍型出向を活用する事業主に対する助成金の創設や、令和7年1月以降、現在の雇用調整助成金の特例措置と同様の休業支援を1年間受けられる措置を講じた。能登地域の復旧・復興に向けた雇用対策について、在籍型出向支援を基本とし、県・市・地元経済界等と一緒にとなって取り組む。

3 公費解体 (7ページ)

- 公費解体申請数：42,193棟
(令和7年10月31日時点石川県発表・別管理建物※除く)
※修繕・利活用を検討している建物や、大規模建物などの解体に時間を要する建物
- 令和7年1月31日及び7月31日に改定された「公費解体加速化プラン」に沿って災害廃棄物処理を推進
[解体完了棟数（累計）：39,576棟（令和7年10月31日時点）]
解体見込棟数に対して約94%が解体完了
- 公費解体加速化プランで設定した10月末での解体完了目標を概ね達成
引き続き、早期の公費解体完了、令和8年3月末の災害廃棄物の処理完了を目指し、解体、撤去を推進。



輪島朝市

4 インフラ等

4-1 道路 (8ページ)

- 国道249号沿岸部（輪島市門前町～珠洲市間）は、令和6年12月27日までに全線通行確保（一部区間では、迂回路を活用、緊急車両・地元車両限定）
- 令和6年内に全ての集落等※1へのアクセスを確保
※1長期避難箇所に関連するところは除く
- 県道以上の通行止め箇所数
<能登半島地震> 87箇所(1月1日) → 8箇所 うち3箇所は緊急車両※通行可
<令和6年9月20日からの大雨> 48箇所(9月22日) → 5箇所 うち1箇所は緊急車両※通行可
<令和7年8月6日からの大雨> 11箇所(8月12日) → 1箇所 ※2緊急車両には地元車両を含む。
- 引き続き本復旧を推進。国道249号沿岸部（輪島市門前町～珠洲市間）は、令和11年春迄の本復旧完了を予定。令和6年能登半島地震から5ヶ年程度での本復旧完了を目指し、工程短縮を図る。
「能登半島における広域道路ネットワーク検討会」で能登の持続的な発展を支え、地方創生の礎となる道路ネットワークを構築するための基本方針を令和7年3月にとりまとめた。国道249号や県道などの能登半島沿岸部を通る道路について、周遊観光の促進・「道の駅」の集客強化・サイクリルツーリズムの活性化・魅力ある風景街道の創出などにより、人を呼び込む絶景海道を復興。令和7年10月1日には、第4回検討会を開催し、復興に向けた具体的な取り組みについて議論。



国道249号輪島市千枚田工区

4-2 土砂災害・河川 (9ページ)

- 国による権限代行等の制度も活用し、土砂・洪水氾濫による被害が発生した塚田川等の大雨による被災箇所も含め、令和7年出水期までに応急安全対策が完了。
- 河川の本復旧・改良工事は令和10年度末、土砂災害の恒久対策は令和11年度末までの完了を目指す。



塚田川水系塚田川（輪島市）



能登半島地震・豪雨におけるこれまでの取組と今後の対応方針について

4-3 上下水道 (9ページ)

- 復旧困難地域等を除き、**地震による断水は令和6年5月末に、大雨による断水は令和6年12月末に解消。**

※地震により約13.6万戸断水。豪雨により約5,200戸断水。

- 復興まちづくり計画等を踏まえ分散型システムの導入も含めて検討しつつ、令和10年度までの完了を目指し、本復旧を進める。

4-4 処化槽 (7ページ)

- 公共処化槽については、住民へ**復旧意向の確認を取れた約1,080基**について、**復旧工事は概ね完了。**
- 個人設置型処化槽については、市町において約1,340基の復旧補助申請を受付し、うち**約850基が復旧完了。残りの約490基も工事着手済。**
- 引き続き、住民ニーズを踏まえ順次対応。



地震により浮き上がった
処化槽（七尾市内の例）

4-5 液状化災害の再発防止対策 (9ページ)

- 石川県・富山県・新潟県等の広い範囲で、液状化による宅地被害が発生。
- 被災自治体における再発防止に向けた対策の検討に対する調査等の支援により、市町において、**令和7年3月末までに液状化対策を含む復興計画を策定。**
(内灘町、かほく市、金沢市、羽咋市、高岡市、氷見市、射水市、新潟市)
- 地元住民の合意形成のもと、順次、実証実験や対策工事が開始の見込み。
- 内灘町やかほく市、金沢市等において液状化に伴い側方流動が生じ、土地境界と現況にズレが発生。
- 側方流動の生じた自治体に対し、令和6年10月から土地境界の確定に関する専門家(※)を派遣し、地籍再調査による筆界と現況とのズレの把握や、今後の土地境界確定手法についての助言等を実施。
(※) 土地家屋調査士、測量士及び土地区画整理事業の専門家
- 国土交通省、法務省、石川県、内灘町、かほく市等を構成員とするプロジェクトチームを設置し(令和7年5月)、「土地境界再確定加速化プラン」をとりまとめ公表(令和7年9月1日)。地籍調査事業による境界再確定に向けた調査を最短で令和8年度中に完了することを目指して地籍調査事業を加速化。令和7年10月31日現在、金沢市、かほく市及び内灘町において地籍再調査を実施中。

4-6 港湾 (9ページ)

- 地盤の隆起や津波の襲来等により、甚大な被害が発生した能登半島地域では、応急復旧により**港湾機能を一定程度確保し、輪島港での漁業の再開など**地域のなりわい再開に貢献。
- 全ての港湾で本格的な復旧工事に現地着工。
- 令和6年12月に和倉温泉護岸の復旧・再整備に全面着工し、令和7年3月より工事を本格化。**
- 旅館の営業再開に間に合うよう**令和8年度中の可能な限り早期の完了**を目指す。
- 地盤隆起の影響を受ける**輪島港**は、**令和8年度中の可能な限り早期の完了**を目指す。
その他の港湾は、地震により被災した施設の復旧事業の推進とともに、令和7年8月の大
雨による被害※に対しても速やかな対応を図ることで、被災地の迅速な復旧・復興を進め、**令和7年度中の完了**を目指して取組を進め、**被災前貨物量への回復**を図る。



護岸復旧のための
仮設道路整備（和倉港）

※ 穴水港、宇出津港、小木港における施設背後の浸水被害

4-7 海岸 (9ページ)

- 甚大な津波被害があった**宝立正院海岸**では、国による権限代行により、大型土のう等による**応急復旧を令和6年4月までに実施。**
- 地元調整が整った地区から本復旧に着手し、**令和7年9月で全地区着手。**
- 引き続き、背後の復興まちづくりと整合を図りつつ、珠洲市と連携して、令和8年の本格的な台風期前の完成を目指す。



座礁し傾いた漁船

4-8 漁港 (5ページ)

- 地盤隆起のない地域**では、**全ての漁港で陸揚が可能。**
順次本復旧に着手。
- **着工後概ね3年間で復旧工事の完了**を目指す。
- 地盤隆起等のあった**外浦地域16漁港**のうち、復旧方針の定まった**11漁港**について順次本復旧に着手。なお、5漁港は復旧方針を協議中。
- 地盤隆起等のあった**外浦地域の漁港**について、5漁港の復旧方針の決定を支援するとともに、**本復旧を加速。**

4-9 復興まちづくり (9ページ)

- 被災した**7市町**(※1)において、**令和7年3月までに復興まちづくり計画を策定・公表。**
- 引き続き、**市街地の面的復興が必要な5市町11地区**(※2)において、**令和7年度に、地区別**の復興まちづくり事業の整備計画を策定し、一部地区では事業に着手。
- ※1：輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町
- ※2：輪島市（朝市通り周辺、門前、町野）、珠洲市（飯田、宝立、正院、蛸島）、能登町（白丸）、穴水町（中心市街地）、七尾市（和倉、御祓）



通信基地局の損壊

4-10 通信・放送 (10ページ)

- 通信・放送とともに、**復旧は概ね完了**
- 立入困難な場所については、一部サービスの本復旧が長期化する可能性があり、息の長い支援が必要。能登半島地震の教訓を踏まえ、インフラ強靭化や官民連携による「通信復旧支援土（仮）」の構想の実現に向けた調査を推進。**令和7年7月7日に総務省から輪島市へ無線局設備を貸与し、臨時災害放送局が開局。**



学校施設の被害

4-11 文教施設・文化財等 (11ページ)

(1) 文教施設

- 補修復旧を行う奥能登56校において本復旧の設計が完了したものから順次工事に着手。
- 大多数の学校において令和7年度中に完了予定。
復旧完了15校（令和7年10月31日時点）

- 新築復旧を行う12校は、仮設校舎等にて授業を実施。本復旧に向けて設計に着手。

(2) 文化財

- 被災文化財の本格復旧に向けた災害復旧事業を実施。また、被災地における伝統行事や伝統芸能の継承等への支援を実施。
【災害復旧事業の実績】：着手済46件（令和7年10月31日時点）



旧角海家住宅
(重要文化財)

災害に対する主な地方財政措置

○当面の資金繰りを円滑にするための措置

- ・**交付税の繰上げ交付** 普通交付税、特別交付税について、定例の交付時期を繰り上げて交付

○施設の復旧に係る地方財政措置(地方債+交付税)※充当率等は公共土木施設の場合

- ・**補助災害復旧事業**(充当率：100% 交付税措置：95%)

公共土木施設等の国庫負担事業等に伴う地方負担に対する措置

※激甚災害に指定された場合は、被害の状況に応じて国庫補助率がかさ上げ

- ・**単独災害復旧事業**(充当率：100% 交付税措置：47.5～85.5%)

補助災害復旧事業対象外の公共施設等の復旧事業に対する措置

- ・**小災害復旧事業** (充当率：100% 交付税措置：66.5～95%)

激甚災害の被災団体が行う補助災害復旧事業対象外の小規模事業に対する措置

○災害時の個別の財政需要に対する地方財政措置(特別交付税)

- ・**災害救助費** (地方負担額 (災害救助費×0.4が上限))

内閣府の国庫補助事業に伴う地方負担に対して措置

- ・**災害等廃棄物処理** (地方負担額×0.8)

環境省の国庫補助事業に伴う地方負担に対して措置<市町村分のみ>

- ・**応援経費** (応援・被災者受入れ経費×0.8)

職員の応援（地方自治法に基づかない公務出張等によるもの）や、被災者受入れ等の経費に対して措置

- ・**中長期派遣職員の受入れ** (受入れ経費×0.8)

地方自治法の規定による中長期派遣職員の受入れ経費に対して措置

○災害時の財政需要に対する包括的な措置(特別交付税)

- ・**災害復旧事業費に基づく算定(特別交付税)** (災害復旧事業費) × 0.015(県分), × 0.03 (市町村分)

- ・**り災世帯数等に基づく算定(特別交付税)** (り災世帯数、全壊・半壊・床上・床下浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数等) × 単価

令和6年能登半島地震に係る主な地方財政措置

〔予備費〕

太字:通常の措置の拡充や新たな措置の創設を行うもの

事業名	事業概要	地財措置
災害復旧事業	公共土木施設、直轄道路、治山など	<ul style="list-style-type: none"> 補助災害復旧事業債（100-95）（公共土木施設、直轄道路、河川など） 補助災害復旧事業債（90-95）（農地・農業用施設） 単独災害復旧事業債（100-47.5～85.5※）（漁業者共同利用施設、農業被災産地施設） ※ 標準財政収入額に占める元利償還金の割合に応じる
	上下水道	<ul style="list-style-type: none"> 地方公営企業災害復旧事業債（100-一般会計繰出の50%を特交） 補助災害復旧事業債（100-95）（新設） ※ 単独事業の場合は、単独災害復旧事業債（100-47.5～85.5） <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex-grow: 1; padding: 10px; background-color: #f0f0f0; margin-right: 20px;"></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff; font-size: small;">〔通常措置〕 地方公営企業災害復旧事業債を充当 (充当率100%、元利償還金に対する一般会計繰出の50%を特別交付税措置)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff; font-size: small;">〔今回の特例措置〕 一般会計繰出に 補助災害復旧事業債を充当 (充当率100%、元利償還金の95%を普通交付税措置)</div> <div style="margin-left: 20px;"> </div> </div>
	港湾機能施設	<p><補助事業> ※一部の港のふ頭用地が対象（通常は補助なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方負担の1/2に、補助災害復旧事業債（100-95）（新設） 地方負担の1/2に、地方公営企業災害復旧事業債（100-0） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff; width: 30%;">国庫補助 1/2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff; width: 30%; color: red;">一般会計繰出 1/4 補助災害復旧事業債(交付税措置:95%)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff; width: 30%;">地方公営企業災害復旧事業債 1/4 (交付税措置なし)</div> </div> <p><単独事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 地方負担の1/2に、単独災害復旧事業債（100-47.5～85.5）（新設） 地方負担の1/2に、地方公営企業災害復旧事業債（100-0） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff; width: 45%; color: red;">一般会計繰出 1/2 単独災害復旧事業債(交付税措置:47.5～85.5%)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff; width: 45%;">地方公営企業災害復旧事業債 1/2 (交付税措置なし)</div> </div>
	工業用水道 国：県=2：1 ※激甚特例（通常4.5/10、震度6以上の場合4/5）	地方公営企業災害復旧事業債（100-0）

令和6年能登半島地震に係る主な地方財政措置

〔予備費〕

太字:通常の措置の拡充や新たな措置の創設を行うもの

事業名	事業概要	地財措置
災害関連事業	再度の災害の防止を図るため、災害要因を除去し、改良復旧（砂防、地滑り、河川、港湾、漁業施設用地など）	補正予算債（100-80）（通常50）
災害廃棄物処理事業	<p>がれきの処理 国：市町村 = 1 : 1 ※標準税収入に比べ、事業費が過大な市町村に対し、災害廃棄物処理基金による追加措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策債（100-95）（通常80） ・ 災対債の発行要件を満たさない団体は特交（0.95）（新設） <p>交付税措置95%（災害対策債の対象団体は元利償還金に対する普交 その他の団体は特交）</p> <p>→ 国費の追加措置と併せ、実質負担を事業費の2.5%以下に軽減（通常:実質負担4.3%）</p>	
なりわい再建支援事業	<p>中堅・中小・小規模事業者等に対し、被災した建物・設備の復旧を支援 【石川・富山】 国：県：事業者 = 2 : 1 : 1 【福井・新潟】 国：県：事業者 = 3 : 3 : 2 (通常補助及び措置なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 中小企業の被害が激甚災害の基準を超える県の事業者 (石川県（本激）・富山県（局激相当）) ・ 災害対策債（100-95） ・ 災対債の発効要件を満たさない団体は特交（0.95） <p>・ 下記事業者以外 ・ 下記事業者の定額超部分</p> <p>交付税措置95%（災害対策債の対象団体は元利償還金に対する普交 その他の団体は特交）</p> <p>・ 過去に被災等の要件を満たす事業者（定額）</p> <p>国庫補助 2/3 地方補助 1/3</p> <p>(2) 上記以外の災害救助法適用県の事業者 ※令和元年東日本台風で創設 (新潟県・福井県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特交（0.7） ・ 災害救助法の適用県の事業者 <p>国庫補助 3/8 地方補助 3/8 事業者負担 1/4</p> <p>交付税措置70%（特交）（令和元年東日本台風等と同様）</p>	

令和6年能登半島地震に係る主な地方財政措置

〔予備費〕

太字:通常の措置の拡充や新たな措置の創設を行うもの

事業名	事業概要	地財措置
地域福祉推進支援 臨時特例交付金	高齢者等のいる世帯等の家財等・住宅再建に対する支援のための給付 国：石川県＝4：1	特交（0.8）（新設）
福祉・介護サービス 提供体制緊急整備事業	能登6市町の介護・障害福祉施設・事業所における人材確保緊急支援 国：県＝9：1	特交（0.8）（新設）
災害救助費等負担金	避難所、応急仮設住宅棟の災害救助 国：県＝1／2～9／10：1／2～1／10 (救助費の規模に応じて嵩上げ)	特交（災害救助費×0.4）（地方負担額限度）
被災生活者再建支援金	家屋が全壊した世帯等に対する見舞金	一般事業債（100-80） (全都道府県による基金への追加拠出が必要となった場合)
農地利用効率化等支援交付金 (被災農業者支援タイプ)	農業用ハウス等の再建、撤去等 国：県：市町村：農家（共済） ＝3：1.5：1.5：4（地方負担は任意）	特交（0.7）
共同利用漁船等 復旧支援対策事業	漁船・漁具の復旧 国：県：事業者＝1：1：1	<適債> 補助災害復旧事業債（100-95） <非適債> 特交（0.8）（新設）
災害警備活動に要する 燃料費の補助	災害警備活動に要する燃料費を補助 国：県＝5：5	補正予算債（充当率100%、交付税措置なし：隙間債） (通常措置なし)
生活福祉資金貸付の 災害時特例措置	生活福祉資金貸付の貸付対象を低所得世帯等から被災世帯まで拡大し、貸付要件を緩和 国：県＝3：1	補正予算債（充当率100%、交付税措置なし：隙間債） (通常措置なし)
被災木材加工流通 施設等復旧対策事業	被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備等に対する経費の助成 国：事業者＝1：1 (地方負担は任意)	補正予算債（充当率100%、交付税措置なし：隙間債） (通常措置なし)

令和6年能登半島地震に係る主な地方財政措置

〔予備費〕

太字:通常の措置の拡充や新たな措置の創設を行うもの

事業名	事業概要	地財措置
能登創造的復興支援交付金	創造的復興の加速を目的として、石川県が策定した「石川県創造的復興プラン」に基づく事業 国：石川県=2：1	復興基金等の活用が可能

〔既定予算・弾力条項(空港)〕

事業名	事業概要	地財措置
ケーブルテレビ	【公設】国：市町村=2：1 【民設】国：市町村：三セク=8：3：1 ※いずれも通常は補助率1／2 ※仮説住宅へのケーブル敷設や過去総務省予算で整備した設備以外の復旧も補助対象	【公設】補助災害復旧事業債（100-95） 【民設】特交（0.8）（新設）
宅地液状化防止事業	隣接住宅地も含めてエリア一体的な液状化対策を支援 【市町村施工】国：市町村=1：1（通常1：3） 【所有者施工】国：市町村：所有者=1：1：1 （通常1：1：2）	【市町村施工】補助災害復旧事業債（100-95） 【所有者施工】特交（0.8）（新設）
空港災害復旧事業	能登空港の災害復旧 ◆実施主体：国（通常は県が実施） ◆負担率：8／10	補助災害復旧事業債（100-95）
浄化槽（個人設置型）の災害復旧	浄化槽（個人設置型）の災害復旧 国：市町村=1：1 ※通常1：2（補助率1／3）のところ、 能登6市町は1：1（補助率1／2）に嵩上げ ※市町村設置型は、国：市町村=4：1	特交（0.8）
支援者の宿泊対策	全国の地方団体からの応援職員やインフラ復旧工事事業者等の宿泊場所を、石川県が一元的に確保・費用負担する場合の費用への措置	特交（0.8）（新設）
応援派遣・中長期派遣職員受入れ	全国の地方団体からの応援職員に係る経費への措置	特交（0.8）

【交付金のスキーム】

- 能登の創造的復興に必要となる施策に対して柔軟かつ機動的に対応できるよう、自由度の高い交付金を500億円措置。
- 通常1／2である補助率を特例的に引き上げ（原則2／3）。

能登創造的復興支援交付金（500億円）

・創造的復興に向けた生活・事業の再建や、創造的復興の推進にかかる取組を支援

- 古民家の修繕を含む街並みの再生
- 地域コミュニティの再建
- 安全・安心な環境・地域づくり
- 被災自治体・事業者のデジタル改革
- 能登の特色あるなりわい再建
- 二地域居住等の関係・交流人口の拡大支援
- 教育施設や医療施設などを中心とした街づくり
- 企業や研究機関の呼び込みに向けた環境整備など

伝統的祭りの伝承を通じた地域コミュニティの再建や関係・交流人口の拡大

被災した古民家等への支援による能登の特色あるなりわいの再建



令和6年能登半島地震に係る復興基金の創設等について

＜石川県の復興基金の創設＞

令和6年5月31日
令和6年能登半島地震復旧・
復興支援本部（第6回）資料
(宝くじ収益金を加筆)

令和6年能登半島地震からの復興に向けて、被災自治体が地域の実情に応じて、住民生活の安定、住宅再建支援、産業や教育文化の振興等の様々な事業について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的に対処できる資金として、復興基金を創設。

1 復興基金への特別交付税措置(基金の規模)

復興基金は、東日本大震災及び熊本地震と同様、取崩し型基金。

復興基金の規模は、阪神・淡路大震災、東日本大震災の被災3県及び熊本地震における復興基金への措置と同様の考え方(※)を基本としつつ、高齢化率が高く、財政力が低いという能登6市町の実情に鑑み加算を行い、520億円を特別交付税により措置。

(※)阪神・淡路大震災の措置額をベースに、県及び被災市町の標準財政規模に比例する形で、規模を設定

＜石川県の復興基金の規模＞

石川県	これまでと同様の考え方による算出額	+ 今回の被災市町の実情を踏まえた加算額
520億円(※)		

(※)復興基金の総額は、上記の他、宝くじ収益金約19.8億円を加えた約540億円

2 基金の使途・運用

基金を活用した事業の内容や事業期間は、石川県において自主的に判断。(例:液状化対策事業、宅内配管修繕事業、住宅再建利子助成事業など)

基金規模の算定は、被災市町の財政需要を踏まえたものであり、また、被災市町の実情に基づく加算がなされていることを踏まえ、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨からも、市町事業に十分に配慮したものとなるよう、石川県において市町と協議。

＜新潟県・富山県への特別交付税措置＞

- 液状化対策に係る単独事業(地方団体が行う所有者への補助)について、毎年度の算定の中で、特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。

令和6年度の復興基金の執行状況

- ・「令和6年能登半島地震復興基金(539.8億円、R6年9月メニュー化)」は、国の支援制度の隙間を埋め、被災者・被災事業者・地域の負担軽減のため、必要不可欠な事業に幅広く活用
 - ① 基本メニューは、市町からの要望を踏まえ、被災市町共通の課題に対応
 - ② 市町枠配分は、各地域特有の課題に対応できるよう、市町の裁量で活用
 - ③ 後年度課題対応分は、復興の進捗に合わせて新たに顕在化する財政需要に対応
- ・復旧・復興が本格化するにつれ、活用が伸びていくと見込まれる

